

令和6年度

第10回定例農業委員会会議録

令和7年1月20日 開催  
令和7年1月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和6年度 第10回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第13号

令和6年度 第10回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和7年1月15日

農業委員会会長職務代理 笹川 武義

召集 令和7年1月15日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和7年1月20日 午後 2時05分

閉会 令和7年1月20日 午後 3時50分 (会期1日)

第1日目 (1月20日)

出席委員 16名

1番	笹川 武義	8番	滝川 廣男	15番	長川 富雄
		9番	三好 直樹	16番	松岡 正広
3番	末長 憲二	10番	金滝 耕治	17番	松内 利和
4番	長尾 清	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
5番	西川 謙三	12番	丸尾 説男	19番	
6番	中島 美紀				
7番	佐藤 裕子	14番	横井 博美		

議事録署名委員

3番 末長 憲二 委員、 4番 長尾 清 委員

欠席

10番 國重 義廣 委員、 14番 福家 範行 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 副主幹 横井 邦洋 主査 岩部 有起

傍聴人 人

## 議事日程

令和 7 年 1 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 現況証明（農委分）について
- 第 6 議案第 4 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】  
について
- 第 8 議案第 6 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 9 議案第 7 号 綾川町地域計画（8 地区）策定に伴う意見聴取について
- 第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について



譲受人： XXXXXXXXXX

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は譲渡人参加する農事組合法人へ貸借している農地であり、現在は譲受人である農事組合法人がハウスを設置し耕作に供している農地となっています。この度、両者の間で、貸借農地の売買の話がまとまったため、本申請に至ったものです。

今回のように法人が農地を取得する場合、農地所有適格法人であることが求められており、その要件が満たされているか審査する必要があります。

農地所有適格法人の要件としては、大きく分けて4つあります。

1つ目は農事組合法人、株式会社、持分会社等の法人組織であること。

2つ目は法人の主たる事業が農業であり売上高の過半を占めていること。

3つ目は法人の構成員が農地の権利を法人に提供する個人や法人の農業に150日以上常時従事する個人、農作業委託者などの農業関係者であること。なお、保有する総議決権のうち、2分の1未満の出資であれば農業関係者以外の個人、法人も可能です。

4つ目は役員の過半が法人の行う農業に150日以上常時従事する構成員であり、役員または重要な使用人の1名以上が60日以上農作業に従事すること。

今回の譲受人は、いずれの条件も満たしている農地所有適格法人であるため、農地の取得が可能な法人となっております。

譲受人の経営面積は、自作地が118㎡、借入地が125,316.35㎡、合計125,434.35㎡で、経営地については全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、現在と同じく引き続き野菜を予定しております。

譲受人の農作業従事日数は300日で、機械等の所有状況については、トラクター、コンバインを3台、田植機を2台、耕運機、トラックを1台、農舎200㎡所有しております。

また、現在と同じ野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、法人の所在地からは0.1km、徒歩1分以内であるため、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（笹川）

案件第2号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長（笹川）

それではさきに採決を行います。

議案第1号の案件第2号について、賛成する方の挙手を求めます。













る地域であり、周辺への影響も少ないことから候補地に選定し、土地所有者との間で話が整ったため本申請に至ったものです。

第3種農地であることや、国道32号線、琴電綾川駅にも近いことから交通の便が良く、近隣には住宅団地があり、町役場、小学校、こども園、大型商業施設も近く、住環境に優れていることから販売の見込みも十分にあり、事業計画も妥当であると考えられること、都市計画法の開発許可の事前協議も進めており、他法令の許可見込みもあることから、許可相当と判断しております。

【資金】土地代2,750万円、造成費1,680万円 合計4,430万円

<内訳>自己資金4,430万円

【期間】許可後R7.4.1~R7.12.31

【造成】盛土 良質花崗土H=0.6m 切土 なし

コンクリート擁壁 最大H=2m 法面 なし

【排水】雨水：各区画の雨水桝から整備地内道路側溝で集水、北川水路へ放流。

汚水：各区画に合併浄化槽設置し処理水を整備地内道路側溝で集水し、北側水路へ放流。

【他法令許可】町道工事許可申請、法定外公共物使用許可申請

【水利】

【隣接同意】なし

#### 議案第2号-2

地図・図面： 図面番号5条-2

権利設定 使用貸借権設定

申請地： 田 91 m<sup>2</sup> 合計 91 m<sup>2</sup>。

地種： 2種農地

併用地： なし

申請者： 【貸人】

【借人】

転用目的： 農家住宅の宅地拡張

用途： 農家住宅の宅地拡張

施設の概要： 物置平屋建て1棟 6.49 m<sup>2</sup>

併せ利用地内に、住居2階建て1棟 62.93 m<sup>2</sup>、作業所平屋建て1棟 10.35 m<sup>2</sup>、物置平屋建て1棟 6.14 m<sup>2</sup>

建物合計 85.91 m<sup>2</sup>

申請内容説明： 申請者は認定農業者としてイチゴを栽培しており、宅地の中にイチゴを出荷調整する作業所や資材などを入れる小屋を設置してお

り、子供も車を持つようになり駐車スペースが足りなくて、農地である宅地南側の一部を駐車場として令和元年ごろから利用してきました。

今回、農地法について認識不足で無断で施行してきたことを反省し、適切な手続きを行うことの始末書を添えての申請になります。

【資金】今回特に無し

【排水】雨水：自然浸透

汚水：なし

【他法令許可】なし

【水利】

【隣接同意】なし

【始末書】あり

#### 議案第2号-3

地図・図面： 図面番号5条-3

権利設定 所有権移転

申請地： 田 44 m<sup>2</sup> 合計 44 m<sup>2</sup>

地種： 2種農地

併用地： 宅地 499.66 m<sup>2</sup>外1筆 合計552.45 m<sup>2</sup>

申請者： 【貸人】  
【借人】

転用目的： 農家住宅の宅地拡張

用途： 農家住宅の宅地拡張

施設の概要： 住居2階建て1棟170.29 m<sup>2</sup>、納屋及び車庫平屋建て1棟79.03 m<sup>2</sup>  
合計249.32 m<sup>2</sup>

申請内容説明： 従来、宅地には倉庫が建っていたということです。また、町道線から農地（宅地）へは宅地（現）を進入路としており、利用上不都合があった。平成8年頃に、両者の協議により、宅地に隣接するように農地（現）にはみ出る形で倉庫を建て替え、代わりに宅地（現）を農地への進入路として利用していた。今回、あらためて法令違反を認識・反省し、始末書を添えて、是正するための申請をした。

【資金】今回特に無し

【期間】 R1. 6. 1～R1. 6. 30

【排水】 雨水：既存排水枡へ集水し、放流管にて西側河川へ放流。  
汚水：浄化槽処理し、処理水を既存の放流管にて西側河川へ放流。

【他法令許可】 なし

【水利】

【隣接同意】

【始末書】 あり

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（笹川）

議案第 2 号についてご質問はありますか。

委員一同

なし

議長（笹川）

続きまして、議案第 3 号について事務局より説明をお願いします。

事務局

続きまして、議案第 3 号について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 3 号現況証明について、説明します。今月は 2 件です。

議案第 3 号-1

地図・写真： 図面番号 非農地-1

申請地： 畑 198 m<sup>2</sup>外 2 筆 合計 1,614 m<sup>2</sup>

現況地目： 山林

利用状況： 山林

申請人：

申請理由： 昭和 60 年頃、地滑りにより柿畑がくずれ畑として使うことが出来なくなり、その後、耕作することが出来なくなり 30 年以上経過し雑木が生い茂った。現在は山林の様相を呈しているため、非農地証明を行うにいたしました。  
非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。



委員一同  
なし

議長（笹川）

続きまして、議案第5号について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第6号、農地機構を通じた利用権設定です。P.10～P.21をご覧ください。

契約件数： 20件 合計 66,547 m<sup>2</sup>

新規契約： 1～3、7～20番 17件 52,890 m<sup>2</sup>

更新、再貸付契約： 4～6番 3件 13,657 m<sup>2</sup>

変更契約： なし

貸付先としましては、1～2番を[ ]へ、3番を[ ]氏へ、4～5番を[ ]氏へ、6番を[ ]へ、7番を[ ]氏へ、8～13番を[ ]氏へ、14番を[ ]氏へ、15～19番を[ ]氏へ、20番を[ ]へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長（笹川）

議案第5号についてご質問はありますか。

委員一同  
なし

議長（笹川）

続きまして、議案第6号について事務局より説明をお願いします。

事務局

続きまして、議案第6号についてです。

議案第号6-1（更新、変更）

予定認定番号： 26-2-再2号変1

申請者

[ ]

住所

[ ]

生年月日

[ ]

営農類型：（R12目標） 水稻、麦、WCS、イチゴ、繁殖牛

生産量目標：（R12目標）

作付品目	現状	R12年目標
------	----	--------

水稻	380 a	380 a	15,960 kg	(420 kg/10 a)
麦	350 a	350 a	14,000 kg	(400 kg/10 a)
WC S	120 a	120 a	5,040 kg	(420 kg/10 a)
イチゴ	6 a	6 a	2,700 kg	(4,500 kg/10 a)
繁殖牛	13 頭	7 頭		

目標所得： 3,200 千円

年間労働時間 2,000 時間

農業経営改善の方向の概要：

■■■■さんですが、■■■■さんは平成 26 年に認定農業者となり農業経営してきて、本年 6/24 が認定期限でした。再申請の折、年齢的なこと、また、現在の所得等について協議した結果、現状のままでは再認定できかねるとの結論に至り、一旦認定は途絶えていました。

その後、家族間で本人の想いや家族としての協力体制について協議した結果、改めて認定申請には、■■■■さんをご長男の妻である■■■■さんの連名で再申請することとなりました。現状においても、家族内、ご長男や次男が米麦作において多くの労力を担っており、苺についても、長男・次男の妻 2 名が作業協力をしている状況である。

更には、家族 5 名による家族経営協定を 1 2 月 1 5 日に締結し、農業従事についての協力体制を具体的な形で再確認しています。

再認定についても、今後 5 年間における労力の分散や作付け品目の見直し等の改善が盛り込まれており、実行可能な内容になっています。

営農類型は、現状：水稻、麦、苺、肥育牛などを主としての営農であり、5 年間の計画として、農地の拡大はしませんが、現在の形状が悪く狭い農地から基盤整備を施した耕作条件の良い圃場に順次借換えていくなどにより労働力や経費の省力化、また、苺も管理体制を見直し、秀品率を向上させたい。肥育牛についても頭数を減らして、より細やかな飼育管理体制を図りたい。

- ・労働力については、これまでも家族で協力してきましたが、家族経営協定に明確に役割分担を明記し、目に見える労働の提供が確認・実行できていくものと考えます。

より計画的に農業従事し、分業を図ることで休日も取得できるようになります。

- ・経営管理に関しても、今までは白色申告でしたが、簿記記帳などを取り入れ、経営分析し、青色申告を目指し、経営分析の手法を習得するほか経営改善を図って所得の向上を図る。

先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも承認されています。

次期認定期間 令和 7 年 2 月 1 日～令和 12 年 1 月 31 日

議案第 6 号-2 (新規)

予定認定番号 : R6-3 号

申請者 :

住所 :



水稲	300 a	420 a	25,200 kg	(600 kg/10 a)
麦	- a	420 a	15,120 kg	(360 kg/10 a)
胡瓜 (施設)	6 a	3 a	1,500 kg	(5,000 kg/10 a)

目標所得： 3,800 千円

年間労働時間 2,000 時間

農業経営改善の方向の概要：

■■■■氏ですが、兼業農家として農業従事していましたが、昨年春で仕事を退職し、専業農家となりました。今後、現状の農業経営を拡大し安定させていくために申請に至ったということです。

営農類型は、現状：米、胡瓜の複合経営です。5年間の計画としては、現状の作付品目の米の作付面積を拡大、更に麦作を追加、胡瓜については、家族労働力である母親の高齢化にも伴い面積を減らし、栽培管理を行って秀品率の向上を図って、所得の向上を図っていききたいとのことです。

- ・生産においては、現在、稲作のみの為、冬場に空き農地が多いので、麦を作付けすることで農地の有効利用を図る。米麦中心とする計画のため、胡瓜については労力が不足するため面積を減らして栽培し、秀品率を上げ、全体としての所得向上を図る。
- ・労働力においては、家族協力者も高齢となっているので、今後労力が不足することが考えられる。また、農業機械の老朽化により故障等、作業効率が低下しているので、順次機械を更新、また、臨時雇用も取り入れ、全体作業効率を上げることで、定期的な休日が取れるようにしたい。
- ・経営管理に関しては、記帳が出来ていないので、複式簿記を取り組み青色申告を目指す。
- ・その他では、作業場の追加や、機械を計画的に順次更新するため、補助事業、農業制度資金等を活用し、資本整備を図る。

先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも問題なく承認されています。

次期認定期間 令和7年2月1日～令和12年1月31日

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 (笹川)

議案第6号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長 (笹川)

続きまして、議案第7号について事務局より説明を願います。

## 事務局

「地域計画」は、これまで地域農業の将来の在り方を示した「人・農地プラン」が、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い法定化された計画で、「目標地図（10年後の1筆毎の農地の耕作者を示した地図）」が追加された、より具体的なものです。

これまで「人・農地プラン」の実質化に向けて、地域での意識醸成や体制づくりを推進してきたところですが、農業経営体や基幹的農業従事者の大幅な減少により、農地が適切に利用されなくなる危機的状況が懸念されることから、皆で改めて考えることが必要となっていました。

このため、令和4年5月に公布された農業経営基盤強化促進法等の一部改正に基づき、地域の協議により将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画（目標地図を含む）」を市町村が定め、それを実行するべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化など農地利用の最適化を進めることになりました。

本年度末までに策定しなくてはならないということで、綾川町でも町内8地区で計画策定協議を進めることになり、昨年2月と10月に各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員・担い手農業者などにお集まりいただき協議を重ね、調整してきました。

地域計画の策定は、地域の農業を維持・発展していくためのスタート地点ですので、策定した計画を実行し、評価し、改善し、再計画し、そしてまた実行、という手順を継続していく必要があります。

現在、農業委員会を含め、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者へ意見聴取しているところです。

その後、公告・縦覧を経て、3月末までに策定を迎えることとなります。

## 地域計画の構成

1. 地域における農業の将来の在り方
  - (1) 地域計画の区域状況として、区域内の農用地等面積内訳、また、規模縮小や担い手が引受ける意向のある農地面積
  - (2) 地域農業の現状及び課題
  - (3) 地域における農業の将来の在り方
2. 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標  
現状の農地集積率や目標集積率
3. 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき措置
4. 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）
5. 農業支援サービス事業体一覧
6. 目標地図
7. 基盤法第22条の3を活用する場合の記載事項。

昨年度実施した協議の場で、みなさんに確認いただいた内容を記しています。

地域計画については、R7年4月から運用することとなり、地域計画に位置付けられていることが必須要件となる事業（農業経営基盤強化準備金制度）などが増加するものと思われ、止む無く転用を必要とする場合も、その都度地域計画の変更を必要とされ、転用申請と同様にこの場でみなさんにご意見をお伺いするようになります。

議長（笹川）

議案第7号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長（笹川）

続きまして、報告第1号について事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は7件です。

報告1-1

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 690 m<sup>2</sup>外1筆 合計 1081 m<sup>2</sup>

解約日：令和6年11月30日

説明：労働力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-2

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 1,146 m<sup>2</sup>

解約日：令和6年12月12日

説明：病気による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-3

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 1,300 m<sup>2</sup>

解約日：令和6年12月21日

説 明：耕作者変更による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-4

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED] 田 3,041 m<sup>2</sup>外 2 筆 合計 7,411 m<sup>2</sup>

解約日：令和 6 年 11 月 30 日

説 明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-5

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED] 田 1,766 m<sup>2</sup>

解約日：令和 6 年 11 月 30 日

説 明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-6

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED] 田 579 m<sup>2</sup>外 3 筆 合計 2,062 m<sup>2</sup>

解約日：令和 6 年 11 月 30 日

説 明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-7

賃借人： [REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED] 田 1,050 m<sup>2</sup>外 3 筆 合計 7,924 m<sup>2</sup>

解約日：令和 6 年 11 月 30 日

説 明：耕作目的による利用権の解約で、貸付先である耕作者と転貸人である香川県農地機構との解約です。離作補償はありません。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（笹川）

報告第 1 号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長（笹川）

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案のうち、議案第1号の案件第2号を除く、議案第1号から議案第7号について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長（笹川）

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

会長（笹川）

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第10回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 3時 50分 閉会

議事録署名人

議 長

---

委 員

---

委 員

---